

清和自治会館使用心得

- ①使用者は、自治会館の使用にあたっては、管理者の注意に従って使用するとともに、管理者の指示に従うこと。
- ②使用者は、会館使用許可書に記載された使用目的以外の目的に使用したり、他のものに転貸ししてはならない。
- ③使用者は、その使用目的、日時の変更または使用の中止をする場合には、使用予定日の前日までに届けること。
- ④下記の各号の一つに該当する場合は、使用許可を取り消すことがある。
 - 1)許可の条件に違反した時
 - 2)使用願いに虚偽の記載があった時
 - 3)自治会において会館を使用する必要性が生じた時
- ⑤使用者は、使用時間を厳守し、近隣の人に迷惑をかけないようにすること。特に、会館周辺に自動車を駐車しないこと。
- ⑥使用者は、会館の施設・設備を滅失したり、破損した場合は、直ちに管理者に申し出ること。なお、滅失・破損が使用者の責任による場合は、その損害を弁償すること。
- ⑦使用者は、特に火気に注意すること。
- ⑧使用者は、整理・整頓に心掛け、退館する場合は管理者に連絡すること。
- ⑨使用終了後は、責任者は次の事項を確認した後、チェック表に記載し、速やかに鍵を管理人に返すこと。
 - イ)窓等の施錠がすべて完全であること。
 - ロ)タバコの吸殻、ゴミ、空きカン等はすべて持ち帰ること。
 - ハ)ガスの元栓は、完全に閉められていること。
 - ニ)電気のスイッチは、すべて切られていること。
 - ホ)最終出口（玄関）の鍵がかけられていること。
- ⑩原則として宿泊は認めない。
- ⑪その他、会館の使用については、管理者の指示を厳守すること。
- ⑫使用者は、会館の鍵を無断でコピーしてはいけない。また、使用時は必ず使用許可を受ける事。

付則 この使用心得は、平成2年4月1日より発効する。
一部改正----平成6年3月27日